

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田洋司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	伊佐地区 (正法寺・奥河原・古町・河本・河原町・通り山・下村・小林・徳定・上市・牛明・万倉地・北川・野崎・丸山・権坊・広下・内川・空河内・下杉谷・上杉谷・上野・下曾原・上曾原・二神・栲田・東中峠・岩奥・広信・引塚・堀越・根越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(伊佐中部・東部)

個人農家、法人ともに農作業者の年齢層は70代～80代で、特に個人農家には後継者はなく5年先は不透明。法人は70代の従事者約10名を主体に運営。草刈作業等はその他の組合員と共同し作業を実施しているが、後継者の確保が課題のひとつとなっている。法人以外で個人農家が管理しているため池、水路などは少人数で対応しているため、管理不十分となり条件が良くない。また、そういった地域の取水に必要なポンプが故障した場合、高額な修繕費用を負担してまで営農継続する意向はなく離農する可能性が高い。

(伊佐西部)

宗国地区では水路が壊れており現状は自己保全管理となっているが、後継者がいないので10年後は耕作放棄地となる可能性が高い。上曾原・下曾原地区では、日当たりは良いものの圃場が小さく不整形で隣接する河川が頻繁に氾濫する。農道も狭いので大型農機が使えず非効率である。獣害対策は個人で行っており、道路環境から被害は少ない。矢口地区では農家2戸で鳥獣害対策は個人で対応しているが今後の集落としての保全管理は困難な状況。

(上野)

地域内の農地は営農組織と認定農業者を含む個人農家で保全管理されている。地域によっては中山間地域等直接支払交付金を活用して、農道、水路等の維持管理を行っている。水源は河川からの取水で一部、企業の調整池から取水している地域もある。

(河原)

河原地区の農業は、法人と個人農家(畜産農家、果樹園農家等)によって構成されている。現状は、本郷川を挟んで整備田と未整備田に分かれており、場所によっては、水もちが悪く管理困難な圃場もあるが、全体的に水利面はため池で維持。地域課題としては、高齢化や鳥獣対策、水はり問題などがあるが、新規就農者や後継者など若手農業者が複数名、従事していることが強みである。また、早急な世代交代は難しいと思われるが、地区全体で時間をかけながら河原地区の農業を今後どうしていくか協議を行っている。

(堀越・奥万倉)

根越地区の農地は水はけが悪く、38%が休耕田となっており、集落内に担い手がいないため、今後休耕田を解消することも難しい状態。法人による経営を行っているものの実態は個人経営で、機械を更新する資金もなく、将来の集落営農に不安がある。下堀越地区は令和5年、6年と2年連続で被災。水田に復旧が困難な圃場やすでに荒廃した圃場は地域計画から除外する方向で検討。堂下地区は圃場整備済みで自己保全管理されているが、荒廃した圃場も複数ある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金を有効活用し、営農条件が整備された農地を法人や認定農業者、新規就農者など地域の中心的担い手に集約し効率的な農地の維持管理を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	370 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、当面の間は目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。なお、保全・管理を行う区域は関係者協議のうえ、必要に応じて適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
継続協議
(2) 農地中間管理機構の活用方針
継続協議
(3) 基盤整備事業への取組方針
丸山、権坊、広下エリアの法人管理予定の農地を令和10年完工に向け圃場整備中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続協議
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
継続協議

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--